

令和2年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日時 令和3年2月3日(水) 午後2時～3時30分

2 場所 恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者 15名

(委員) 猪俣委員、中山委員、新田委員、古屋委員、
堀川委員、室伏委員、渡辺委員 (五十音順)

(事務局) 農政部 : 安藤技監

農村振興課 : 小林課長、斉藤課長補佐、五味課長補佐、
淡路専門員、曾雌技師、三澤主事

山梨県多面的機能推進協議会 : 清水部長

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 報告
- 5 その他
- 6 閉会

6 会議に付した事案の案件

- (1) 委員会の設置要領の改正について
- (2) 中山間地域等直接支払制度の地域特認基準について
- (3) 令和元年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (4) 令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況について

7 議事の概要

(1) 委員会の設置要領の改正について

(座長)

まず事務局から説明をし、その後、委員の方々のご意見を伺いたい。

それでは、次第(1)委員会設置要領の改正について、事務局から説明をいただきたい。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(座長)

ご意見、ご質問はあるか。

委員の方々に行っていただくことに変化はなく、県の事情に合わせて形式的なことが変わったということのようである。

ご異議がないようなので、以降委員長として議事を進めさせていただく。

(2) 中山間地域等直接支払制度の地域特認基準について

(委員長)

続いて(2)の地域特認基準について、事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

地域指定は、今後も旧市町村名で行うのか。

(事務局)

国の方針により昭和26年4月時点の市町村名で指定をしている。国の方針が変わらない限り、今後も旧市町村名で指定を行う。

(委員長)

資料2において、DID以外の地域で中山間に隣接する地域が4つ減少しているという事務局の説明があったが、該当地域で協定締結の予定はないため、ネガティブな影響はないと理解してよろしいか。

(事務局)

おっしゃる通り。

(委員長)

他にご意見はないか。それでは(2)については了承とする。

(3) 令和元年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

(委員長)

次第の(3)令和元年度中山間地域等直接支払交付金について事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料3に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

中山間地域直接支払制度の対象農用地として条件を満たす農用地は、県内にどのくらいあるのか。また、そのうち直接支払いを受けている面積はどの程度か。

(事務局)

条件を満たす農用地は約1万5000ヘクタール、協定面積は3745ヘクタールです。

(委員)

協定を結んでいない地域も多くあるが、その理由はこういったものがあるか。

また、集落協定を作成しなければ制度を利用できないということであれば、書類の作成に不慣れで躊躇している高齢者もいると思う。県として利用を推進していくうえで、そういったことのサポートも必要ではないか。

(事務局)

フォロー体制の方は市町村ごとに異なる部分もあるので、後日回答させていただく。

(委員)

1ページ目の協定締結の状況に関して、協定数は前年と変わっていないが、協定面積が増えている背景は何か。集落協定が機能して、直接支払い制度で耕作放棄地を防ぐ取り組みが進んでいるということか。

(事務局)

毎年市町村を通して各協定に働きかけをしているため、その成果として、少しずつ面積が増えてきているという部分もある。

また、この事業に取り組んでいただくことによって耕作放棄地の解消のための取り組みが進んでいるという理解をしている。

(委員長)

山梨県の耕作放棄地は、全国的に見ても多いので、この制度はそういう観点から見ても非常に有効性が高いと思う。

(委員)

多くの耕作放棄地で、戦前政府が配ったシンジュという木が広がっていると感じるが、その木に対して協定の活動として取り組んでいるところはあるか。

(事務局)

シンジュという木が耕作放棄の原因になっているという認識を持っていなかったが、ご指摘のように畑として管理されなくなると大きな木が生えてしまうということは、耕作放棄地発生メカニズムのひとつである。そうならないように、本協定でしっかり管理をしていただくというのが、この支払いの目的であり、熱心に取り組んでいただいている。協定面積が増えた部分については、少しずつだが管理する方が増え、地道に活動をしているというのが今の実態である。

(4) 令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況

(委員長)

次第(4) 令和元年度多面的機能支払交付金の実施状況について、事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問があるか。

(委員)

2 ページの対策の内容の部分に、国県市町村による 10 アール当たりの助成単価があるが、これは、1年に1回この金額を交付するということか。複数回取り組めばその都度お金を出すことが可能か。

(事務局)

1年間にこの金額が交付されるということ。

(委員)

水田でも10アール当たり2400～4400円で、単価が非常に安いと感じる。

(事務局)

単価については、中山間地域等直接支払いの方が高く設定している。中山間地域等直接支払いは、傾斜に注目をし、平地と比べて不利な部分を補うという考え方の施策であり、水田の単価2万1000円で、水田そのものを維持してもらう目的で交付している。

多面的機能支払いについては、同じように共同活動を行うが、その地域全体の営農活動を維持するために、交付金をプールし、水路の維持や景観を保つための草刈作業等、集落機能の維持をすることが目的である。直接的に耕作をしているところに対する補助やその条件不利を補うという考え方ではないため、単価設定が安く感じる部分があるかもしれない。

(委員)

8ページの未実施市町村に、まさに過疎の進んでいる早川町、丹波山村があげられており、その理由として事務の負担が大きい等、高齢化が進んでいるであろう状況が並んでいる。現在実行できている市町村をしっかりと支援しないとさらに未実施が増加していくと思う。広域化や就農者以外の参加等、具体的に早期に進める必要があるのではないか。何か考えや今後の対策はあるか。

(事務局)

事務の負担に関しては多くの組織から意見が出されており、課題であると認識している。14ページにもあるように、今後事務の支援や研修を行い、支援をしていく。また、県の様式を少しでも簡単にする等の工夫もしていきたい。

(委員)

12ページの山梨県独自の活動について、暗渠排水は、令和元年度の数字がまだ出ていないかもしれないが、剪定枝や除雪についての取り組み状況を教えていただきたい。

(事務局)

手元にデータがないため、後日回答とさせていただきます。

(委員)

剪定枝については、現在も燃やしている農家が見受けられる。枝を燃やすことは環境にも影響があるので、ぜひ周知を進めていただきたい。

(委員)

剪定枝に関しては、近年せん孔細菌病という病気が流行しており、枝をチップ化すると畑の中をますます汚染してしまうため、焼却する必要がある。環境に悪いということ

は農家も理解しているが、燃やすなどと言われても困るし、チップにしろと言われても困るという実情がある。

(委員長)

今までのものも新たに編み出されたものも光もあれば影もあるということで、難しい選択になろうかと思う。貴重なご意見として賜る。

(委員)

事務作業を、農業の傍らするのは非常に大変だと思う。周りにいる主婦や昔事務職をしていた方々に短期で手伝っていただく等、非農業者の活用も考えてみてはいかがか。

(事務局)

現在そのような計画はなかったため、貴重な意見として賜る。地元の方にも、お話しをする機会があれば提案していきたい。

(委員)

事務負担が大きいということだが、農家の人と県の間には、市町村も入っており、疑問等を聞けるような関係があるのか。

(事務局)

市町村には、地元の方の指導をしてもらっている。実績報告や実施状況の調査時には、地元の方に役場に来てもらって、ひとつひとつ書類の確認等をしていただいている。

(委員長)

以上をもちまして、本日の議事のすべてを終了いたしまして、委員長の任を解かせていただく。議事進行へのご協力ありがとうございました。